

第十三回国会 衆議院 運輸委員會會議錄第二十三号

昭和二十七年四月二十二日(火曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 滿尾 君亮君 理事 淺沼稻次郎君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

關谷 勝利君 玉置 信一君

坪内 八郎君 島山 鶴吉君

熊本 虎三君 山口ジエ君

江崎 一治君 木村 俊夫君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席府委員

運輸事務官(大臣 閣議大治郎君

官房長官(部長 中村 豊君

(運輸事務官(自動車局長) 中村 俊夫君

運輸事務官(自動車局長) 中村 俊夫君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

四月二十二日

委員山崎岩男君及び山本猛夫君辭任につき、その補欠として古島義英君及び中野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十一日

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(内閣提出第一七三三号) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法律案(内閣提出第一七四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(内閣提出第一七三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法律案(内閣提出第一七四号)

○岡村委員長 これより會議を開きます。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協

定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案を一括議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。村上運輸大臣。

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案

日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

の間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案(合衆国軍隊に対する道路運送法等の適用除外)

第一条 合衆国軍隊(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の規定に基づき日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ)には、

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第九十九条、第二百十六条及び第二百二十七条の規定は、適用しない。

2 合衆国軍隊には、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四條、第十九條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで、第四十條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十四條、第五十六條、第五十八條、第六十三條、第六十四條、第六十六條、第七十三條第一項、第九十七條の二、第九十九條及び第百條の規定は、適用しない。

(日本国との平和条約の効力発生に伴う経過規定)

第二条 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機關の登録を受けている自動車(道路運送車両法に規定する自動車をいう。以下同じ)をその時において使用する者は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送法第九十九条の

届出をしなくてもよい。

第三条 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機關の登録を受けている自動車(輕自動車及び二輪の小型自動車を除く。は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第四條の規定により登録を受け、及び同法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に供してもよい。

2 道路運送車両法第十九條、第五十條、第六十四條及び第六十六條の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第四条 前條の規定は、同條第一項の自動車(左の各号の一に該当するに至つた場合には、適用しない。但し、第二号の場合については、所有者又は使用者の変更後十五日以内は、この限りでない。

一 この法律の施行の際、現に表示している自動車の登録番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難になつたとき。

二 所有者又は使用者に変更があつたとき。

第五条 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機關の登録を受けている二輪の小型自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受けなくても運行の用に

供してもよい。

2 道路運送車両法第五十條、第六十四條、第六十六條及び第七十三條第一項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

第六条 この法律の施行の際、現に連合国占領軍の機關の登録を受けている輕自動車は、この法律の施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第九十七條の二第一項の規定により届出をし、車両番号の指定を受けなくても運行の用に供してもよい。

2 道路運送車両法第九十七條の二第二項の規定は、この法律の施行の日から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

附則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案

水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第十三條の規定は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の

一項に規定するアメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的のために運航される船舶の船長には、適用しない。

附則

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

○村上周務大臣 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案の提出理由についてお聞き取りを願いたいと存じます。

この法律案は、日米安全保障条約によりわが国に駐留する合衆国軍隊に対する道路運送法及び道路運送車両法の適用除外を規定したものでありますとともに、従来これらの法律の対象外でありました連合国占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和条約の発効後は、これらの法律の規制を受けることになることに伴ひまして、経過措置を規定しようとするものであります。その骨子について御説明申し上げます。

第一に、合衆国軍隊の公用車両には、道路運送法及び道路運送車両法に定めております規制を加えることは、その性質上不適当でありますので、公用車両の使用に直接関係のある規定の適用を除外せんとするものであります。

第二には、現在の連合国占領軍の軍人、軍属等の私有車両に対して、平和条約発効直後の取扱ひについて特例を設けんとするものであります。これ

らの私有車両は、現在道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることなく、連合国占領軍におきまして、別個の規制をいたしておるのであります。が、平和条約発効後は、当然これらの法律の適用を受けることになるのであります。しかしながらこれらの車両につきまして、平和条約発効後ただちに登録、検査等の所定の手続を行いますことは不可能でありますので、六箇月間の猶予期間を設けまして、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三には、この六箇月間の猶予期間中に特別の事情、すなわち登録番号標が破損したり、所有者、使用者がかわつた場合について、六箇月の猶予期間を認めますことは、道路運送車両法の正常な運用に相当大なる悪影響が及びますので、これらの場合には、すみやかに登録、検査等を受けなければならぬこととしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であります。が、その基本につきましては、安全保障条約に基づく行政協定の第十条に明らかにされておるところであります。その後、合衆国側と折衝の結果意見が一致いたしましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ十分御審議の上、なるべくすみやかに御可決賜りますようお願いいたします次第であります。

次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案について、その提案理由をお聞き取り願いたいと存じます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の第

五条第三項に、アメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために、またはアメリカ合衆国の管理のもとに、公の目的で運航される船舶は、強制水先が免除される旨の規定があります。従ひましてこの行政協定の条項を実施するため、かかる船舶の船長に対しては、水先法第十三条の強制水先に関する規定の適用を除外する旨の特例法を制定する必要があるわけであります。

従ひましてこの特例法案を提出いたしました次第であります。何とぞこの法案につきましても慎重御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○岡村委員長 これより両案を一括して質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、これを許します。江崎君。

○江崎(一)委員 議事進行について発言したいと思ひます。当委員会では往々にして相当重要な法案であるにもかかわらず、法案の提案理由の説明をして、十分な審議をしないで即日これを採決してしまうという悪弊があると思ひます。これは法案の粗製濫造ばかりではなく、政治にも非常に大きな禍根を残すことになると思ひますので、爾後そういうことがないように十分御留意を願いたいと考えます。

○坪内委員 議事進行についてちよつと発言したいと思ひます。私は江崎君の前に通告しておつたのじやないかと思ひます。先ほど江崎君からお話がございましたが、この二法案につきましては、ただいま大臣より提案理由の説明があつて、ただちに委員長より質疑に入るというようなお話でございましたが、その間、この法律案の提案につきましては、いろいろ事情もあつたであらうと思ひますが、大体この

二つの法律案につきましては、安全保障条約の第三条に基いて、さらにまた行政協定の第十条に基いて、その基本的な要綱が定まつておる次第でございます。従ひまして、こゝに於いては提案理由に当委員会に提案をされまして、さうして慎重審議をするということが建前でないかと思ひます。なおまた申すまでもなく今後議和条約の発効前後におきましても、こゝに於いては法律案を審議をしないやならぬ事態に十分ひとつ監督を願いたいということに委員長の要望申し上げますと同時に、どうしてこんな法律案がこゝに於いておそくなつて、即日説明即日質疑という経過に至つたか、その点について大臣からこの二法律案の提案が遅れたいきさつをこの際は聞いておきたいと思ひます。

○村上周務大臣 行政協定の内容がきまつておりました。それにもかかわらずこれに関連した特例法案の提出が遅れた、不都合だといふおしかりをこうむつておるのであります。実はこの交渉が非常に手間取りましたので、ようやく適当な点に妥結を見た次第でありまして、本日ようやく提案し得たような次第であります。遅れましたことについては、運輸省としても遺憾に思つておる次第でございます。あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○坪内委員 ただいま大臣から御説明がございましたが、この二法律案につきましては、結論的にはわれわれも賛成であります。この法律案の説明の前に、他にも幾多の法律案が付託——と申しまして、他に説明をして審議

が済まないである法律案もございまして、そうした遅れたものはあとまわしにして、前にやつておつた提案理由の聞きつばなしで質疑をしてない法律案を先に片づけられたらどうかと思ひますが、この点について委員長の御所見を承りたい。

○岡村委員長 この問題につきましては、実は本日江崎君より質問が用意されておるようなことであります。それで、江崎君の質問を聞いた後、あとの質問を次会に譲るつもりだったので、これは急ぐので、江崎君から質問があるからと落しまして、あとは次会に譲る、こゝにう考へてあります。

○江崎(一)委員 本船法を先にやつたらどうです。

○岡村委員長 本船法は、提案者が今参議院に行つてゐるのです。だからあなたの質問だけ落しましておいて、あとの質問者は次会にまわすといふことを考へてゐるのです。江崎君。

○江崎(一)委員 前会の道路運送車両法の一部を改正する法律案の質疑の際に、現在日本における普通自動車数が二十万二千八百六十九台といふことの報告を受けたのです。その中に三万台を含むという御説明であつたのですが、現在三万台はどれくらいあります。

○中村(豊)政府委員 約九千台でございます。

○江崎(一)委員 この前の委員会の質問のときに、この三万台のはかに、大体一万八千台の軍用の自動車があるの

だということの御説明でありました
が、この一万八千台というのは軍所
属のものであるか、それとも軍人軍
属の私有に属するものであるか、その点を
明確にしたいだきたいと思ひます。

○中村(豊)政府委員 一万八千四百二
十五台ありますのは、軍人軍属の私有
のものでございます。これは四月十四
日現在になっております。

○江崎(一)委員 このほかに軍の公用
の自動車はどれくらいありますか。

○中村(豊)政府委員 これは全然示さ
れておりませんので、わかりません。

○江崎(一)委員 この連合国関係の自
動車事故が、全国的に見てかなりある
と思ひますが、私の知つてゐる範囲で
も相当数に上つておるのですが、これ
が一箇年累計しまして、どれくらい
の数になっておりますか。

○中村(豊)政府委員 いろいろの事故
のあることは知つておりますが、直接
傷害を伴いますような事故は警察関係
で調査いたしておりますが、われわれ
の方も非常に大きな事故については統
計もつておりますが、特に軍人がや
りました事故については、われわれは
報告を受けておりませんので、はつき
りとはわからないのでございます。

○江崎(一)委員 今後この特例法によ
りまして、道路運送車両法の適用外に
置かれますところのこれらの車両につ
いて、あるいはブレーキの故障である
とか、あるいはまたクラッチの故障で
あるとか、こういうふうなことで日
本国民に及ぼす影響というものは非
常に大きなものがあると思ひますが、こ
ういふ点についてどういふようにお考
へでありますか。今までの占領軍
の事故なんかをわれわれが直接い

る見たところによりまして、これは
かなり問題があると思ふのです。こ
ういふ点について政府はどういふよう
にお考えでしょうか。

○中村(豊)政府委員 アメリカの車
は、軍にありますが、あるいは今
まで個人が持つておりました車でも、
半年に一回ずつの検査をいたしてお
ります。これは御承知の日本の道路運
送車両法では、先づ御改正、御決願
いたします前まで、全部一年というこ
とでございましたが、半年ごとに検査
してありますし、また検査の状態も私
多少知つておりますが、かなり嚴重に
行われております。ただやはり事故
は、酒を飲んだ兵隊さんなどが運転し
ておるものが多いので、車そのものに
ついてはそう心配はありません。今後
におきまして、やはり半年に一回ず
つの検査を行うと申しております。

○江崎(一)委員 今軍公用の自動車
がどれくらいあるかわからぬというお
話であつたのですが、これははいもく
からぬといふことはないと思ふので
す。概算これくらいあるだらうとい
ふような点については、やはりわか
らなければならぬと思ふのですが、
そういう点についてはどうですか。

○中村(豊)政府委員 これはわから
ないと思ひます。これはわか
らぬといふことはないと思ふので
す。概算これくらいあるだらうとい
ふような点については、やはりわか
らなければならぬと思ふのですが、
そういう点についてはどうですか。

○坪内委員 この二法律案はあとも
うしにしたいといふような要望
を申し上げておつたのでありますが、
質疑がありましたので、この際一言お
尋ねしたいと思ひます。

第一の法案の提案理由説明の中にも
「連合国占領軍の軍人、軍属等の私有
車両」といふふうなものがあつて

が、この「軍人、軍属等」といふ等
の中にどんなものが含まれるのかお尋
ねします。

○中村(豊)政府委員 行政協定に書
いてあります文句は、日本語にいたし
ますと、公用車両と私有の車両と二つ
に分けてあるのです。これはちよつと
明確な欠点があるので、向うのG Iとよく御
相談しまして明確になつたのですが、
公用車両というものは陸軍、海軍、
海軍にはもちろん海兵隊を含みます。
空軍の持つております車でありま
す。残りが私有車両でありまして、これが
現在アメリカの各地の憲兵司令部が登
録しておる車でございます。従いま
して軍人、軍属あるいはその他の政府機
関のようものが持つておる車であ
りまして、これは私有車両として扱
う、こういうことなのであります。た
とえば原子委員会なども調査に來
ておりますが、これは個人の車ではな
いように思ひますが、やはりこれも私
有車両として扱う、そういう意味で軍
人、軍属その他の機関の持つておる車
も若干あるようであります。

○坪内委員 ただいま御説明がありま
したが、ちよつとまだ納得が行きま
せん。法律家の話によると、「等」とい
ふ文字を法律の文章の中に入れるとい
うのが、なか／＼味のあるところだとい
うことをよく聞くのでありますが、そ
ういふようなお話でありますと、この
法律では連合国占領軍の軍人、軍属の
みならず、それらの家族といふものを
含められて、結局日本に居住するた
とえば米国人とかあるいは連合国全部
といふように解釈されるような点もあ
るものであります。その点はどうか
でございますか。

○中村(豊)政府委員 提案理由の説明
ではなるべくわかりやすくということ
で今のような言葉を使つたのですが、
法律を見ていただきますとわかるよう
に、第一条で、合衆国軍隊には道路運
送法を適用しない、また合衆国軍隊に
は道路運送車両法を適用しないとい
ふにしまして、軍隊には適用しない
という例外規定を置いただけで、軍隊
以外のものはすべて適用されるわけ
であります。

○坪内委員 そういふようなお話で
ございますれば、ことさらこの法律案に
つきましては各条文なんかも研究いた
しまして、慎重に審議するのが当然じ
やないかと思ひましたので、先ほど来
そういうことを申し上げたのであり
ます。今の局長のお話のように、法律
の条文にそういうことが規定してある
といひますれば、提案理由の中に
「等」といふ文字をことさらに入れる必
要はないじやないかと思ふのであり
ますが、どうでございましょうか。

○中村(豊)政府委員 提案理由の説明
の方は具体的にわかりやすく書こうと
して、軍人、軍属とまで書いたもので
ありますが、それだけでは全部がおお
い切れまので、「等」といふ言葉を使
つたのでありますが、その点がいまい
であるといふことは御指摘の通りで
ございます。その点は日本の法律自身
の方ではきつめて明確に、先ほど申し
ましたように、合衆国軍隊にはこの二
つの法律を適用しない、それ以外は全
部適用する。第二条以下は、但しそれ
に適用するけれども、それについての経
過措置を書いておるといふわけでござ
います。法律的には何ら疑いはい
ないものであります。御了承願ひ

○坪内委員 こまかいことは次回の委
員会に質疑したいと思ひますが、
もう一点お尋ねしたいと思ひま
す。この法律に基いていわれる連合軍
関係のものが優先的な取扱いを受ける
ように相なりますが、もしそういつ
た関係の車が事故を起した、たと
えば傷害事件を起したとかいふた
ような場合の裁判関係については、
安全保障条約なりあるいは行政協定にお
きまして、いろいろ問題があつたところ
であります。そういう問題があつた
ところはどうか。

○中村(豊)政府委員 「軍人、軍属等」
という言葉は、便宜使用していただき
ますが、軍隊以外の軍人、軍属等の私
有車両は、すべて道路運送法及び道路
運送車両法の適用を受けまして、検
査、登録を嚴重に日本の車と同様に
するわけでありまして、従つてその点に
ついては予算的措置も講ずるやうに今
打合せ中でございますが、その後事故
を起した場合にこれをどうするか
問題は、裁判権の管轄の問題と申しま
す。裁判権の管轄の問題と申しま
す。これは法務府関係の法律で明確に
されるものと思つております。

○坪内委員 そういつた事故を起した
場合には、日本の法律の適用を受ける
点もわかりませんが、また日本の司法
権でいろいろ処罰すると申ししまし
ょうか、そういうこともわかりま
すが、かゝるいふこともわかりま
すが、つて日本人がひき殺されたとい
う場合に、民法に基づく損害賠償とか
あるいは慰謝料の請求をした場合に
は、当然受けられるといふふうにお
考えでござい

○中村(豊)政府委員 この法律では車

は實際はこれよりも低い税率を課してはおりますが、全国を平均いたしまして大体一〇%以上のものをとつておる。ように思われるのであります。こういう点がやはりホテルの料金をおる程度高くしておるということにもなつておると思うのであります。

第三は、御承知の通り日本におきます一流ホテルのほとんどすべてのものは、進駐軍に接収せられておつたわけでありませう。そのためにホテル施設、特に東京、こういうふうな場所におきましてホテルは、絶対数が非常に不足しておつたわけでありませう。その結果、一部におきましては實際はもう少し安

くできると思うのでありますが、高くしても幾らでもお客が来るというように、需要と供給の関係である程度高くなつておつたというふうな部分もあるのではないかと私は思つておるのではありません。最近相当数のホテルが返つて参りまして、そして古いホテルですでに償却も相当に済んでしまつておるようなホテルにおきましては、終戦後でございましたホテルに比しまして、かなり安い料金でやつておる実情であります。とにかくこういつたホテル施設の絶対的な不足、こういうことがやはり従来ホテル料金を相当高くしておつた一つの原因ではないかと私は思ふのであります。それではこれに對してどういふうな方策をとるかというところでありますが、結局一つ／＼を片づけて行くよりしかたがないわけでありまして、まず第一の資金の問題について、これは経済政策の全般といたしまして、もう少し長期低利の資金の供給ができなければならぬわけでありまして、その方は今後といたしまして、もう少し資金の供給が円滑に行くようにわれ／＼も努力しなければいけないと思ふのであります。御承知のように昨年の秋から、設備資金の抑制というふうな大きな方針が出て参りまして、われ／＼も非常に困つておつたのであります。最近少し行き過ぎたのであります。幾分緩和するというふうな方向に向つておられますので、従来やつておりましたような融資あつせんをさらに強化して行きたい、こういうふうな存じております。

それから次の税制の遊興飲食税を引下げるといふような問題につきましては、国会方面でも地方税法の改正を御

検討になつておるやに聞いておりますが、これはわれ／＼の立場からすればぜひお願いしたいと思ふのであります。最近とりまして一つの措置といたしましては、登録ホテルにおきまして、外客の宿泊と飲食に對します遊興飲食税を、一般の税率の五割減にするということを実施いたしました。これは地方財政委員会から各都道府県に通牒いたしまして、大体四月一日から各府県とも実施するようにいたしておるのではありません。具体的にはたしてどういふうな税率にするかというところは、まだ実施早々で判明いたしておりません。現在実際に適用しておる税率の大体五割減、こういう趣旨で各都道府県に通牒を出しておるのであります。それから御承知の通りホテル整備法によりまして、固定資産税の軽減が登録ホテルに對して適用し得ることになつておるのであります。ところが実際の実績を見ますと、現在までホテルの方で十五件、登録旅館の方で六件だけ、固定資産税の軽減を見ておるのであります。ほかのものは現在まだ折衝中でありまして、近く軽減を見る予定のところもありまして、非常に難航をきわめておるところもあるわけでありまして、これにつきまして直接折衝でうまく行かないようなところは、われ／＼も乗り出して行きたい、都道府県と折衝して解決して行きたい、こういうふうな存じておる次第であります。それからまた今度の改正法案によりまして、さらに登録ホテル及び旅館に對します耐用年数を短縮するといふことを実施いたしますもので、この面でも幾分ホテルの経営が楽になるのではないかと存じておる次第であります。

また先ほど申し上げました第三の、ホテル施設の絶対的な不足につきましては、最近四月までに十のホテルが接収解除を見ました。二、三日前にはさらに六つばかり接収を解除するという発表がありました。この点につきましては、現在外務省を通じてアメリカ側と折衝中でありまして、アメリカ軍がほんとうに必要とする最小限度のホテル施設を提供するといふような考え方で、それ以外のものは原則として全部自由営業にいたしまして、一般観光客がとまれるようにするというふうな考え方で進んでおるのであります。向うの事情が許します限り、逐次返還してもらうという方針で進んでおるのでございまして、とりあえずそういうふうな方策を実施いたしまして、できるだけ早く宿泊料金を引下げて、そして一般外客から日本のホテル料金は世界一高いといふうな悪評を買ふことのないようにいたしたいと存じておる次第でございまして。

○坪内委員 ただいまいろいろと御説明がございまして、この国際観光ホテル整備法が制定されました、予算の裏づけがない、財源の裏づけがないために、仏つ／＼つて魂入れずというふうなかつ／＼なところになっているというのをわれ／＼はよく聞かぬでございまして。その辺の事情もわかるのであります。さらにまた部長がお話になるように、いろいろな欠点があつてそういうふうな結果になつていゝといふことも知つておられますし、そういう方面の努力をされていくこともよくわかりまして、が、実際問題としてこのホテル整備法は、外客を誘致して外貨を獲得するといふことがねらいであつたにもかかわ

らず、むしろ外客が逃げて行くといふうな状態は何か検討しなければならぬと考えまして、私は質問を申し上げておる次第であります。先ほど部長から、ホテルの設備費とか、あるいは増設費とか、あるいは銀行の利子が高だから、結局高い料金になつていゝのだといふようなお話がございまして、私はこの考え方は少しおかしいと思ふのであります。そういう設備費あるいは銀行利子なり、そういう費用がかかつても、お客の宿泊はそういうことと別個に調整、コントロールして行かなければならぬ、かように考えたいのであります。そこで先ほど申し上げたのは何か標準的に宿泊料がきまつておるわけで、それについて監督側にある観光部で、こういう価格にしろといううな何か指示でもなさるのであるのですか。その点をまずお尋ねいたしたいと思ひます。

○閣下政府委員 ホテル料金あるいは宿泊料金に對しましては、現在何も統制がございせんので、一応自由なのであります。しかし整備法によりまして登録を受けましたようなホテル等につきましては、登録によつてある程度恩典も受けておるわけでありまして、われ／＼としましては、このホテルがそういう恩典を受けておつて、はたしてどの程度の料金をとつておるかというところについては、重大なる関心を持つておるわけでありまして、ですから、強制するわけには参りませんけれども、たとえば解除されたホテルが再開するといふうなときには、大体幾らくの料金とするのかといふ問合せをしまして、その提示を突は求

めていゝのであります。そうして結局話合ひでこの程度にしたらどうかといふうなことでやつてもらつたものもありません。ただ報告を受けまして、別にとりわけ高いといふこともないものでそのまゝにしてしまつたところもございまして、われ／＼としましては重大な関心を持ちましてホテル料金を調べたのであります。ことに一流ホテルが最近解除になりましたが、これが結局それ以外のホテルの料金の基準になるわけでありまして、たとえば帝国ホテルが先般解除になりましたと、結局帝国ホテルが幾らだからほかが幾らということになつて来るわけでありまして、帝国ホテル等の料金につきましては、社長からもあらかじめ相談を受けて、われ／＼の意見も申し上げ、現在の段階においてはこの程度であらうを得ないじやないかといふうなところできまつておるわけでありまして。

○坪内委員 宿泊料金につきましてお話をございまして、今まで高級なホテルが少かつたために、高くても客が来るといううな関係から、業者は料金を高くつておつたといふうな点もあるだろうといふことでございまして、が、そういうことにつきまして監督側にある皆さんといたしましては、何かそれを押える手がないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○閣下政府委員 今申し上げました通り、料金そのものが高いからこれを下げよといふことにつきましては、別に法律の根拠も何もございせんので、言うことはできないわけでありまして、しかしホテル整備法によりまして登録を受けましたホテルに對しましては、われ／＼としましては経営の内容

というものについても十分な関心を持つべきでありまして、またあの法律によりまして、経営の改善につきましても運輸大臣が勧告することができるといふような条文がございますので、これに基く勧告——大臣の勧告にまで行かなくても、私も事実上の勧告をするといふようなことはできるわけでありまして。

○坪内委員　そこでいろいろお話がございましたが、そういった料金の関係につきましても、別に法的な根拠もないといふふうなことでございまして、少くともこういった観光ホテル整備法に基いて登録を受け、見返り資金なり、その他政府の機関において何らかの助成を受けるようなホテル業者に對しては、もう少し私は監督を厳重にと申しましたようか、あるいは話し合いをして、外客が逃げ出さないようにする必要があると思ふのであります。

そこでもう一点お尋ねをいたしますが、そういう状態にあつて現在の観光部としては、むしろ観光部を局に昇格させまして、そうしてそういったものを合理的にやろうというねらいがあつたであらうと思ひますし、当委員会といたしましてはそういった決議もありまして、最近の行政機構改革によつて、観光部は課に切下げられ、何か観光課とか何とかいふものを置いて、さらにこの監督に當るといふことでございまして、今でさえこの法律の趣旨に逆行するやうな行き方がある現状において、むしろこういった機構になると、さらにそういうことに拍車をかけて、監督行政という面がうまく行かないやうになるのじやないかという不安も起つて来る次第でございまして、その点

についてひとつ所見を承つておきたい。

○間嶋政府委員　観光に關する指導、監督と、それから機構との関連についてのお尋ねのように存じますが、この点につきましては観光行政は、もちろん一部には法律によりまして監督行政もありますが、大部分は助長行政が非常に多いのでございまして、助長行政になりますと、關係の官庁、あるいはその他の方面と十分連絡をとり、あるいは民間の方と十分連絡をとつて、事実上の指導なりあるいは助成なりをやるというふうな仕事も非常に多い。ほかの純粹の監督行政とは、大分趣を異にする点が非常に多いと思ふのであります。その關係でこの折衝方面も非常に広うございまして、また従来私どもは率直に申し上げまして、はなはだ微力な点もございまして、観光部というふうな機構の中におりまして、事実上對外活動も必ずしも十分でないといふふうな点もあつたように思ふのであります。今度の行政機構改革につきまして、私もはい悪いの意見を申し上げる立場にはございせんが、非常に困りますことは、現在部という機構がございまして、これがなくなりまして、現在三つの課がありまして、かりに三つの課を残すとしたしますと、形式的には三つの課がそれぞれわかれて仕事をしてくといふやうな形になりまして、観光課が横におりまして、これを統制して行くといふやういふやうな立場になるのであります。對外折衝あるいはまたその他の國際的な關係におきまして、現在世界各國の観光機關が寄りましてつくりました官設観光機關國際同盟といふものに、

運輸省の観光部が部として加入を認められました。二月の閣議でこれを受諾するといふことに決定いたしましたのであります。部として加入を認められしなるか。部として加入を認められしなるか。またあらためて何か機關として入らなければいけないか。観光課といふのは職名でありますので、これに入るわけには参りませんし、従来観光部として入りましたものが、三つの課にわかれた場合、はたしてどの課に入るかといふやうな、そういう点もはなはだ不都合があると思ふのであります。きまりました以上は、とにかく支障を生じないやうに何とかやつて行かなければならないと思ふのであります。従来でもおれ／＼といひましては、活動上ある程度の不便があつたといふことは、これは事実であります。

○山田(鶴)委員　私はこのホテル整備法の一部改正については賛成でございしますが、また本日はホテル整備法の改正についての議案でありますから、あまり横へ触れたいのであります。御説明、また坪内委員から説明があつたことに關連いたしまして、この際ちよつと前提として申し上げておきたいと思ふことは、現在の観光といふものは、未來の日本の経済確立の上においても重要な役割を果さなければならぬ段階に立ち至つてゐるにもかかわらず、このたびの整備法によつて観光部を観光課にする。今お話によれば、行政改革によつて観光課といふものを置くに、何だか統制のつかないやうな方法に、在来においても観光部といふものが強力な力を持つていたかつた立場に

あるがために、國際的観光問題、あるいは國內の観光問題につきましても、いづつでも議論ばかり百出いたしまして、これが完全に遂行することができなかつたことは周知の通りであります。ことにこのたび考へていただかなければならぬことは、い／＼講和の批准が済んで、世界の仲間入りしようといふ日本の國內でも、現在旅館の数は三万五千有余になん／＼としておりまして、しかしここに見ますと、全国で観光ホテルとして指定されましたところが、在来のホテルとして五十軒、あるいは旅館整備法によつて観光旅館に適用されるものが三十四軒、そのホテルのうち東京都が八軒といふことになつておりますが、こればかりの数で世界を相手に観光事業の看板をかけるやうなことは、とうてい不可能な問題であります。観光部が在来い／＼心配してくだされ、またこれによつていろいろの方面からい／＼の御意見があつたやうであります。これらも実施の成果を上げることはできなかつた。ことに最近何え、内閣に観光審議会ができておりましたが、これもついで先ごろ任期が来て、その後は観光審議会が継続されているのかいのか、い／＼わからぬやうな状態であります。一面外國へ行かれた方々の報告を伺えば、どうしても日本は観光面をもつと強くしなければいけないといふこと、これは一般の聲であります。それにもかかわらず、しばらくたつと何だか立消えになつてしまつて、い／＼この目的を達成することができない。同時に外國の例を見ますと、日本の現在の立場からすれば、観光庁はおろか、観光省くらいをつくつて、世界に

これを紹介しなければならぬといふやうな立場から考へまして、私はこの観光庁設置問題につきましては、もつと強く要望を申し上げる次第であります。

本日議題となつておりますところのホテル整備法の一部の改正につきましては、政府委員にお伺ひしたいことは、現在の五十軒の観光ホテルに對しまして、収容人員は何人ありますかといふこと、それから東京都内に八軒のホテルがあるが、これが何人宿泊できるか、またホテル整備法によつて指定されました三十四軒の旅館に何人利用されるか、そのうち外人が何人くらい利用されているか、その成績のぐあいはどういふ結果になつてゐるかといふことを、まずお伺ひしてみたいと思ひます。

○間嶋政府委員　ただいまお尋ねのホテルの収容人員及びその実績につきましては、詳しい表を案は別途つくつておりましたので、それを差上げますこと御了承願ひを申し上げます。

○山田(鶴)委員　大體の標準を御発表願ひれば参考になると思ひます。

○間嶋政府委員　現在全國で五十軒登録いたしておりますが、これが大體ホテルの数におきましては約半数でございします。しかし収容人員におきましては全体の三分の二をやや越える程度の収容力を持つております。全体の収容力といたしましては約一万でございします。そのうちの六〇％をやや上まわる程度が、この五十軒の収容力でありまして、ですから六千人ないし七千人になつてゐます。それから旅館につきましては、登録をいたしました旅館は現在三十五軒ございします。この中で実は

○岡嶋政府委員　ホテル、旅館等に対する融資問題につきまして今お話がございまして、率直に申し上げまして、現在のところは、あまり同情的でないといふことがお話できると思うのであります。この点実は私どもが非常に困り、大いに努力しているところであります。が、先般も一旦政府が閣議できめましたあるホテルに対する融資について、二十五年度にきまつておりましたものがいろいろな事情で延び／＼になつておりまして、それをいよく計画を変更して出して来ましたところが、大蔵省では出したくないといふふうな問題

がありましたて、まだ未決になつております。いろ／＼折衝いたしましたが大蔵省等の考え方としましては、必要なことはよくわかる、またやればいいということもわかるのだが、しかし何分今のところは時勢が非常に悪い。特にまたホテル等のごとく都市のまん中にある程度の大きなものができるというふうなものについては、賠償関係等もあり、どうもぐあいが悪い。こしよ／＼は待つてゐる、といふ、こしよ／＼

な意見が非常に強い。これに對しまして私どもは、別にそんな遠慮をする必要はないのだ。もう講和条約が發効になれば、從來あつたようない／＼な制限も解かれるし、客観情勢はよくなるのだから、この際大いに外貨獲得のために最小限度の施設の整備をしなればいけないということ、を、あらゆる機会に強調いたしておるのであります。また先般二十七年度の政府資金の運用方針を閣議で決めましたが、この点につきましては、私どもも三つばかりのホテルにつきましては、どうして

も新しいものをつくらなければならぬというふうな事情にありましたので、運用方針の中にはつきり入れるように十分努力をいたしたのであります。運輸大臣もこの点閣議で非常発言をされたのであります。一応政府資金の運用方針の中には事務当局案では入っていないのであります。――政府資金の運用方針の中にいろいろの業種がございまして、特に開港銀行等で融資のめんどうを見る業種の中に、同じウエートで入れるというふうなところまでやつとこぎつけたような次第であります。仰せのごとく金融方面を担当しておる当局等におきましては、まだ必ずしも認識が十分でない。この点に對しましてわれわれはもとと大いに今後努力しなければならぬ、こういうふう存じております。

○山田(鶴)委員 たいだいま融資の面について大體了承いたしました。いづれはつきりできないことは、大蔵省がどうもよい返事をしてくれない。今度開港銀行がこの融資に対して承知をしてくれたというようにたいだいま伺いましたが、これはまだはつきりした線を私どもは伺っておりませんが、これは窓口で完全にこの問題を取上げてくれることになったのであります。どうかというところ、もう一つは都内に八軒か何軒かふえるのであります。これが、これに対する宿泊人員がどのくらいであるのか、また現在これをどういうふうに利用されておるかという点、それからもう一つは最近でございましたところの日活会館、あの日活会館がホテルの営業をしておる場合に、何人ぐらい宿泊できるようなふうになつておりましたか、この日活会館の宿泊料の最高額が

歴大な額である。一日一万円も一万五千円もしている。それが三月も四月も予約済みになつておるというふうなことを聞いておりますが、これらの点に對しまして、どういふふうに承知されておるかというところを一応承知したいと思ひます。

○開港政府委員 先ほど申し上げました開港銀行の問題につきましては、私どもは東京、横浜、大阪等に具体的計画があり、またある程度ホテルが解除された後においてもホテルの施設が必要だという考えで、最小限度の資金を要求しておつたのであります。この点につきまして、事務当局がつくりました案の中から一応落ちたのであります。開議でいろいろ議論をせられましたが、結果、経済安定本部では政府資金の運用方針の中に取上げた業種と同じウエートで扱うようにということ、一応開港銀行の方へ通牒をいたしまして、そうして今後できればその政府資金の一応外へ出しましたものであります。その中へ追加する、こういうふうな言つておるのであります。でありますので、これがそのまま行けば、一応開港銀行ではほかの業種と同じように扱つてくれるのではないかと。それから開港銀行が直接資金を出すという問題以外に、現在御承知のように融資規制を少し緩和するという問題があります。その融資規制を緩和する対象としては、政府資金の運用方針で取上げた業種についてやるというふうなことが現在言われておるのであります。そういうふうに進んでおるようでありまして、でありますから、その業種の中にあつては、一般の融資につきましても非常に

不利になるから、そういう意味から申しまして、私どもは政府資金の運用方針の中に、ぜひ入れてもらいたいというところを主張したのであります。これが大体そういうふうなことで経済安定本部は納得しまして、一応開港銀行の方にも話は通じておる、こういうことでございまして。

それから日活会館のことについてお話しがありました。日活会館は部屋数が百三十六と記憶いたしておりますが、最近でございましたホテルとしてはかなり大きなものであります。しかし今仰せのごとく非常に高いということもいわれておりますが、これはなるほど高いことは高いのであります。しかし、かきとらんになったと思ひますが、非常に設備もつづなものであるし、完全に全館冷暖房の設備も持つております。そういうふうなことで、ある程度高いのはやむを得ないかと思ひますが、しかし実際問題として、外客がはたしてこんな程度の、一部五十ドルというふうな料金を負担できるかと申しますと、それは行かない。おそらくこの日活会館におきましても、もう少ししたばある程度下げざるを得ないのではなからうかというふうな私どもは見えております。現在はまだホテルの絶対数が不足しておりますので、当分の間はこれでやつて行けると思ひますが、しかしこれから先はむしろほかのホテルとの競争で、ある程度下げなければならぬ、そうなるて来ますと、経営も相当困難ではなからうかというふうにおきまして、現在のところとらなければ、設備費等から見まして、やはりちよつと無理じゃないかという

ふうに私どもは考えております。それから都内のホテルの収容人員につきましては、全部のホテルのものを後刻調製して差上げます。それで御了承願ひます。

○山田(鶴)委員 私はもう一点伺つて打ち切りたいと思ひますが、ただいま開港銀行の問題で説明がありました。これはなほは漢としていますが、全国三万五千の業者はこれに非常に関心を持つておる。これらの問題が正式に取上げられるようになったならば、ホテル整備法という問題は即時に解決し、外客の誘致に對しまして、完全なる貢献ができるという見通しがついておる。したが、融資問題がどこもこもあつた。業者はとりつくところがない。い、完全に実施ができたりおきません。が、今後におきましてはぜひこの点を強調していただきまして、完全な指示を業者に与えていただくことを特に私はお願ひしたいと思ひます。

最後に伺ひたいことは、今日活会館の御回答もいただきましたが、都内でもまだ数十軒のホテルをつくりたい、つくりなければ間に合わないという現状にあることは御承知の通りであります。日活会館の例を見ますと、一階、二階、三階、四階までを貸事務所あるいは各会社に貸して、相当の資金を獲得いたしました。その獲得した金その他によつて、五階、六階、七階のホテルを整備したという立場にあります。どうしても今後のホテルを建設する場合においては、ホテル単独でもつて建てるといふことは、資金関係で不可能だといふことがはつきりして来るわけ、最近におきましても、私は二、三、四も聞いておりますけれども、

ども、やはり資金問題で、せつかく敷地を持ち、計画を立てながらにして、これを実行に移すことができないといふのが現状であります。かような点もこの際ぜひ当局におきまして十分御配慮を願ひたい。私はまだ申し上げたいこともありますが、一応私の質問はこれで打ち切りといたします。

○玉置(信)委員 私はホテル整備法のうちの固定資産に関する耐用年数の問題について自身お聞きもいたしたいが、また前回の委員会でも満尾委員からこの点に触れて相当つづ込んだ御意見もあつたのですが、それに対して政府委員から、大蔵省側という、事務的に打合せた結果の表であり、数字であるといふことであります。結論から申しますと、大蔵省側の意見は一応お聞きしてみなければ、この問題の結論が出ないやないかと、かように思うわけでありまして。先ほど御指摘員並びに山田委員からいろいろ御指摘があつて、質疑がかわされた多くの事柄につきましても、これまた大蔵当局の税担当者ないしは銀行局長あたりの御意見を聞くことが、本議案審議の参考にもなると思ひますので、私は幸いに明日委員会が進行されるようでありますから、その席に銀行局長あるいは税関係の責任のある方を本委員会に招致されるよう、委員長においてとりはかられんことをお願ひいたします。

○岡村委員長 わかりました。

○満尾委員 登録ホテルに対する広い意味の監督権といふことについて、ちよつとお伺ひしたいのであります。が、第九條に認可に条件を付することができ、こゝう書いてある、この認可の条

件というものは、一体どういふことを考へておられるのか。私伺いたいと思ひますのは、たとえば登録ホテルがいふ資金のあつせんや何かを受け、国家の便益を相当享受して仕事ができるやうになつた。それに対して将来のホテル経営上の基本的な問題である室料、料金といふものに対して、国は何かの発言権を持ち得るものかどうか、第九條の条件とは、さういふことを意味するものであるかどうか、ちよつとお伺ひしたい。

○閣議政府委員 この第九條の認可は、この法律によりますと、たとへば十二條の登録ホテル業の全部もしくは一部の譲渡、賃貸もしくはその経営の委任または登録ホテル業を営む会社の合併をする場合等について、主務大臣の認可を受けなかつたときは、登録の取消しがあることとする、こゝういふうな条文があるので、この認可の条件といふものが入つておるのであります。が、はたしてそれではどういふ条件をつけるかといふことであります。が、實際問題としてこの条件を發動したことはまだございませんが、たとえば経営の委任を行うといふ場合に、認可を申請いたしました場合に、その委任の方法、内容等につきまして、あるいは条件を付するといふふうな必要も起るのではないかと考へておるのであります。しかし大体におきまして、ここに書いてありますやうに、認可に特に条件を付さなければならぬといふやうなことは、そう起らないのじやないかといふやうに私は思つております。

○満尾委員 第九條の場合に当らぬといふことであります。しからば第十條の経営の改善の勧告といふやうなこ

とで、料金に対する監督権をお持ちになる考へであるかどうか。あるいは料金については今後発言権を持たないつもりでおられるのか、その点をお伺ひしておきます。

○閣議政府委員 その点につきましては、先ほど御質問のありました際にもお答えいたしました。が、われわれといひましては、この登録ホテル整備法によりまして、ある程度の恩恵を登録ホテルなり登録旅館等が受けます以上は、やはり施設または経営の改善に關して、十分な関心を持つべきであります。特に料金の問題につきまして、恩恵を受けます以上、この法律の目的とするところは、ホテルを整備し、またある程度ホテル料金といふものを合理的に引下げるといふやうなところをねらつておりますので、この条項の精神のつとめて、ホテル料金等につきましても、事實上で指導をして行きたい。まだはつきり十條を發動して、運輸大臣が勧告をしたといふことはございせんが、先ほど私がお断りいたしました。が、ホテルが新たに開業いたしました場合に、私どもの方から料金の呈示を求めまして話し合ひをした、また向うの方から自発的にこの程度でよろうかといふやうに相談を受けたこともあります。またこちらから呈示を求めまして、それをあらかじめ見まして、不合理なものであるかどうかといふことを検討いたしましたこと。もございせんが、今後この趣旨にのつとめて、そういった点について十分関心を持つて指導して行きたいと考へております。

○満尾委員 現在やつておられるところの監督は、今伺つてみると非常に漢

としたもので、それでは私は今後のホテルの整備といふことにつきまして、非常に不十分な感じが受けるのであります。が、国はこのホテル整備法におきまして、国際観光ホテルといふものに對して相當な力こぶを入れる。私どもは御相談をこうして受けておりましても、今回の耐用年数の算出の仕方が非常に不徹底であり、足りないのだ。もつと徹底した施策をとつていただきたいといふことを実は申し上げたいと考へておるのであります。けれども、しかしながら半面におきまして、か

ようにして助成するところのホテル業といふものに対して、国がはつきりした決意をもつて、一定の線まで指導するのだといふことが明確にならぬといふことは、これもまた非常に片手落ちな感じがいたしますのであります。そこで私は政府委員にお伺ひしたいのであります。が、将来のわが国の観光事業といふものを、一体どういふやうなところに重点を置かうとしておるのであるか。この間新聞で見ますといふと、アメリカから百万ドル持つた百万長者の観光船が入つたといふやうなことが出るのであります。が、かような程度の高い、非常に富裕階級をわが国に観光せしめるのを、わが観光政策の重点とみなすのであるか、あるいはアメリカの勤労階級の人間をなるべくたくさん呼んで見せようとするのが重点であるのか、こゝ重点の置き方によつて、私はわが国の観光に關する施設といふものの重点がおのずからはつきりして来ると思ふのであります。が、一体現在においていかなる方針をとつておられるか。これらの点について過去考へられたことがあるのか、ないのか。もしありと

すれば、どういふやうな御決心をお持ちになつておられるのか、お伺ひしたい。

○閣議政府委員 観光事業の対象をどういふやうな階層に求めるかといふふうな御質問であります。この点につきましては、今後日本の観光事業のわれわれの目標とするところは、戦前の二倍なり三倍なりのところに、ここ数年間のうちに持つて行きたいと考へておるのであります。が、そこまで持つて行くためには、結局現在あるいは戦前に来ておりました富裕階級よりも、さらに所得の少ない中流階級をやはり相当対象に考へなければいけない。これはわれわれが考へておるだけではない。に、昨年パリでアメリカの旅行業者協会の總會がありましたが、このときに旅行業者協会の会長の申す言葉に、やはりもしヨーロッパがさらにホテルの料金を引下げ、あるいはまた交通費を現在よりも二割ないし三割下げることができるとなれば、観光客といふものは倍加する、結局低所得者層をねらうことが、今後の観光事業を盛大ならしめるゆゑであるといふことを言つておるのであります。これは何もヨーロッパに限らず、やはり日本に對しても同じことが言えるのじやないか。結局これまで来ておつた人たちの中に、もちろんいろいろの種類はございしますが、これをさらに倍加するといふ場合には、結局中流階級あるいはそれ以下の勤労者といふやうなものを相手に考へる。勤労者と申しましても、労働者を意味するわけではありませぬけれども、そういった中流の所得階級の人々を対象にして考へて行かなければならない、こゝういふやうに思つてお

るのであります。ですから私どもはホテル施設等を指導いたします場合には、ぜいたくな世界の水準から見まして、一流の施設を望んでおるのではなく、外人のツーリストにとりまして、必要な最少限度の施設といふやうな点を実はねらいにして、指導して行きたいと考へております。

○満尾委員 勤労階級層をねらうのだといふお話は、非常にわが意を得たところでございます。私共満腔の賛成の意を表したいのであります。外国の勤労階級は一年のうちに二週間なり三週間なりの休暇をはつきりとつて、それそれ近くの外国に出る風習が非常にあります。今日は飛行機が相當に発達いたしましたので、飛行機の運賃が割引でもやれば、アメリカから勤労階級が日本に短時間に來遊することは、非常にやさしいことだと考へます。従つてわが国の観光政策がそれらの線に重点を置いてお考へをいただくことは、まことに當然のことと思ふのであります。そうなつて参りますと、こゝに一番の問題は、ホテルの部屋代の高いことにある。これをどうしても引下げるといふ強い決意を持つて当らねばならぬ。従来の日本の旅館業者、ホテル業者といふものは、サービスの觀念が間違つておると私は思ふのであります。日本の旅館の業者は、客の手をとり足をとり、まるで殿様扱いをするやうな考へでものを考へておる。従つて人件費が非常にかさむ。またそれらのいろいろの取扱ひにむだな費用をかけて、非常にコストが多額になると考へておるのであります。が、外国のホテルの例を引きますと、ほとんどお客様はかわりません。ホテルにとまつてもスリッパが

ない。スリッパはみんな自分で携帯しなければならぬというふうな風習でやつておるようであります。従つて従来の日本の旅館業者、ホテル業者の頭をここの切りかえて、もつとお客は自立自営、自分のことは自分でさつとやるものだという建前において、部屋代をうんと下げて、そしてお客さんをうんと呼ぶふうをしなければならぬ。そこで私はこの整備法の裏づけとなるべき、それらの部屋代等に対する広い意味の監督権というものが、はなはだあいまい模糊になつてゐることが非常に残念であると思つてゐます。この点について何らか立法せられる意思はないのかどうか、お伺いしたい。

○間嶋政府委員 現在のところは料金監督につきまして、今ただちにこれを法律で定めるといふふうな気持は持つておりません。しかしホテル整備法につきましても、私どもは助成内容がさらに不備であらうとも考えております。今後機会を見ましてさらに助成内容をもつと効果的なものにして行きたい、こう考えておるのでありますが、そういうふうになつてゐた場合には、やはりその一面、先ほど満尾委員のお話になりましたように、その目的が施設を整備し、そして料金を合理的に引下げるといふふうなところにあるのでありますからして、その効果が上るようになり、ある程度規制する、あるいは届出制度をとるようになつて、不当に高いような場合には、これについて切下げの勧告ができるというふうな措置をする必要ではないかと考えるのでありますが、今ただちにこれをやるというふうなところまでは考えておりません。

○満尾委員 わが国の観光政策と申しますか、観光に対するいろいろの施策があるのではありませんか、私の知つてゐる範囲では、国際観光ホテル整備法くらいのことしかわからぬのであります。ところが、たとえば列車の中の食堂というふうなものが、観光客に及ぼす影響というものは非常に甚大な関係がある。これに対して一体運輸省の観光部は、何らかの発言権を持つておられるのであるか、どういふふうなお考えであるか、お伺いしたい。

○間嶋政府委員 列車の食堂というふうなものが、観光事業に非常に関係があるといふことはもちろんでございます。しかしながら今のところはこれに對しまして、法律上は別に何も監督権はないのであります。もちろん国有鉄道が構内の営業としてやらしてゐることでありまして、運輸大臣は国有鉄道の全般について広く一応包括的な監督権を持つておりますので、事実上の監督はできると思つてゐますが、しかし法律的にはそういうことにつきましてはつきりした監督権はありません。しかしこれにつきまして従来私どもは外客等から、列車内の食堂の提供する食事の内容が非常に貧弱であるといふふうな指摘を受けたことがありまして、この点国鉄当局にも申入れをいたしました。當時におきましては、一方において価格統制がありましては、一方に業者側から言わせると、価格をはずしてつけれなければいゝものが提供できない。ところがまた一方におきましては、當時はまだ全般的に価格統制が非常にきつた時代でございましたので、それをはずすわけにも行かないといふふうなことで、GHQ等にも関係方面

にも参りまして懇談いたしましたことがあります。まああれ／＼といたしまして十分関心は持つておりますが、直接そういう列車におきましては食堂営業につきまして監督する立場にありませんが、今後ともそういう問題につきまして十分関心を持ち、事実上の勧告なりあつせんによりつて解決して行きたい、こういうふうな考えです。

○満尾委員 観光に関する諸般の方策というものを総合的に持つた一つの観光法というふうな総合法を立案せらるる御用意はないかどうか、お伺いしたい。

○間嶋政府委員 観光関係全般の問題を規律する観光法というふうな総合的な法律をつくる意思はないかというお話であります。実は終戦後、将来日本は観光業を大いに振興しなければいけないといふふうな問題が大きく取上げられました。ことに国会におきましても観光法規の委員会というふうなものも設けられまして、御研究に相なつたのであります。當時におきましては、そういう総合的な法規ができるかどうかといふふうなことが、まず一応研究されたのであります。私どもも役所の立場として一応研究いたしました。試案のごときものをつくつたこともございます。しかし當時の結論といつたしましては、当時まだ観光事業というものがその具体的に動いておりませんでした。また今後どういふふうになつて行くかといふこともわからない。それでそういう将来のこととはつきりしない時代に、総合的な法規をつくつて行くといふよりも、むしろ一つ／＼必要な問題から解決して行くといふことで、個々の法規をつくつて行つたらど

うかといふふうな結論に一応到達し、そのときの観光法規の委員会でも、そういうふうな大体の御意見であつたと私どもは承知いたしておるのであります。その後はそういう方針のつとめまして、国際観光ホテル整備法、あるいは通訳案内業法、あるいは国際観光事業の助成に関する法律というふうなものも逐次制定せられたのであります。しかしながら今後大きな問題として観光事業というものを大きく取上げて、そして広く観光事業の立場から一切の行政を見て、関係方面に勧告なり何なりできるというふうな行政機構というものができますれば、やはりそういう総合的な法規の裏づけがあれはいいのではないかといふふうに私どもも考えております。

○満尾委員 わが国の観光事業をますます盛大ならしめるために、ただいま民間側においていかなる団体があり、いかなる機関があるか。あるいはまた国の行政機関の中に、協議会と申しますか、審議会と申しますか、あるいは諮問機関等のものが現在存在して置かれますか。あるいは今後これを設置せられる希望があるかどうか、お伺いしたい。

○間嶋政府委員 民間及び政府部内におきましては、観光関係の機関といたしましては、まず第一は、内閣に置かれてあります観光事業審議会であります。これは総理府設置法に基きましてできております審議会でありまして、三月の初めに委員の任期が切れまして、あの委員を選考中で、まだ任命せられておりません。しかしこの委員会は、御承知の通り観光事業の基本的な方針なり計画なりを樹立しまして、政府の

諮問に應じ、あるいは政府及び関係機関に建議するといふ役割を持つておるのであります。従来におきましても、ある程度の役割は果しておつたのであります。私どもは観光事業振興の見地からはもつと強力なものにし、またもつと足の地についた活動をしていただきたいという希望を持つておるのであります。民間団体といたしましては、まず国際観光事業の助成に関する法律によりまして、政令でこの助成を受ける団体を指定いたしておりますが、これが二つござります。その一つは財団法人の日本交通公社、この団体は、御承知と思いますが、旅行のあつせんを本来の業務といたしておりますが、あわせて海外観光宣伝をも担当いたしておるのであります。国といたしましては、この海外観光宣伝の面に対しまして補助金を交付いたしておるのであります。それからもう一つは社団法人の全日本観光連盟であります。これは全日本の観光機関の総合団体でありまして、傘下の各都道府県の観光協会、あるいは主要な観光機関、観光関係の会社等をメンバーにいたしてござります。現在メンバーは約二百四、五十あると存じておりますが、この団体はそういう全国的観光機関の総合団体としての役割を果しておるのであります。その事業の一つとしては、国内の観光觀念の普及といふふうな精神運動、あるいはまた全国的な美化運動、あるいは緑化運動といふふうな運動もやつております。また民間団体として国内の受入れ態勢の整備といふふうなことにも努力いたしておるのであります。こういうふうな面を取上げてまして、政令でやはり補助金を支出する団体に指

○熊本委員 二、三点お伺いいたしておきたいと思ひます。第一には最近観光ホテルの認可を受けたという希望者が非常に多いということでございますが、それについて申請のあつたものの数、それがわかつておればそれをお知らせ願ひたい。それからその申請に對する傾向には相なつております。

する査定許可等の処置は、どこで、やつておられるかという事を承りたい。

○閣議政府委員 ただいまの御質問は、このホテル整備法に基づく国際観光ホテルあるいは国際観光旅館としての登録の申請のお話であらうと存じますが、これにつきましては現在までのところ手元におきましてまだ審査中のものはごく少数であります。ホテルにつきましては一件、旅館が全部で現在三件くらいであります。と申しますのは、このホテル整備法で施設基準がはつきり定められておりますので、その基準に合わないものは出して当然登録できないことになるわけであります。結局この施設基準に合うものでない限りおるといふような確信を持つてゐるものだけ、申請書を提出してゐるわけでありまして、数はそう多くないわけでありまして、出して来ましたものは大体申請の施設基準に合つておりますが、手続上不備なところ、あるいはごく一部が施設基準に合わないものはその旨を話しまして、手続をさらに追加する、あるいはまたごく一部の施設の改善をして、その上でまた出し直してもらつてというような方法をとつております。

○熊本委員 次にお尋ねしたいことは、先ほどからいわゆる観光客誘致の建前から、いろいろと熱心に質問が行われましたが、私は現在この法律によりまして受けてゐる補助の程度、言いかえしますならば耐用年数が一般的なものより非常に減額されてゐるの、これが所得税に關する減価償却の面から行きて、相当の減税になるだらうと思ふ。それから家屋税及びその附加税が二分の一になるといつころ

でございまして、さらに遊興飲食税が地方税ではありまして二分の一等に減税される。なお固定資産税がこれに即して減税されるといたしますれば、相当数の金額になるかと思ふのでございまして、これらの各種目別の総合的な、現在観光ホテルとして指定されてゐる全体的のものに対する総額がわかつておりますればお知らせ願ひたいと思ふ。

○閣議政府委員 このホテル整備法によりまして諸税の具体的内容でございまして、法人税の軽減につきましてはどういふことに相なりますか……。

○熊本委員 もし何でしたら明日までにも数字で……。

○閣議政府委員 わかつてゐる部分もございまして、わからない部分もございまして、もし何でしたら数字で表示して差上げてよろしゅうございませう。

○熊本委員 先ほど満尾委員から御発言がありましたように、国が必要を感じてこれに何らかの方法をもつて補助、援助をするといはしますれば、当然これに対する、監督といふことは、行き過ぎかもしれないが、やはり的確なる指導、あるいはこれに對します協力といふような問題が起きて来なければならぬ。しかしそれと程度によることとでございまして、先ほどお尋ねいたしました数字が表れて参りましたから、なおそのことについて意見をして、たいと存じます。聞くところによりますと、たとえば帝國ホテルの遊興飲食税が半減されたといふことのみで、優に一箇月百万円を越える収益だといふことであります。現在全国民が非常に悩みの中から、日本再建のため

に血涙を流して納税をしております際に、総合的な国家の将来のための必要性はあるといはしても、これにはおのずから限度がなくちやならない、かように存じますとともに、その程度のかんによりまして国家の勸奨、指導といふものは必ずしも強化されまして、それに初志に沿うがごとき経営をさせなければならぬ、かように考えます。先ほど来の質問の要旨から行きますれば、税金をもつと軽減する、あるいは融資をもつと積極的にして、援助、保護の面だけが議論されておるようでございしますが、かつてドッジ・プランによつて、それ以前に行われておりました日本の国家補償に基く企業に対する融資の面、あるいは生産補給金等の問題が一たび終止符を打ちまして、自立経営といふ名においてあつた勧告のありまことも、結局国家目的に基く国の補助が、あるいは保護がそのまゝ企業体に反映しておらないところの問題があつたと私は記憶いたします。従つてそういう点に關して運輸省といはしても、十分なる監督、指導の面についてよりお考えを願ひたいと考へております。その点について先ほどの満尾さんの質問に対する答弁は、あまりにも積極性がないように考へますが、さらにそれらの点についてお答えを願つておきたいと思ひます。

○閣議政府委員 このホテル整備法によりまして、ある程度の助成措置が講ぜられるわけでありまして、この目的とするところは、先ほど申し上げました通り外客宿泊施設の整備をはかりまして、外客の接遇の充実に資する。結局ホテルの経営をしやすくし、コストを

下げることによつて多数の外客を誘致し、外貨をかせぐといふところにあるのであります。助成を受けます以上は、もちろんこれに對しまして、政府としても十分な指導監督をしなければならぬつもりは持つておるのであります。先ほど申し上げました通り、必要な場合には経営の改善等について勧告まですることができる規定がございまして、場合によつてはごういふことでもいたしたいと思ひますが、ただ御承知置きを願ひたいのは、この法律そのものの内容におきましては、料金統制とかそういうふうな統制的な内容を持つた規定があまりないのであります。

この点はたしてどの程度まで監督すべきかといふことは、相当議論の対象に相なると思ふのであります。私どもとして必要な監督なり指導なりは十分しなければいけません。しかし不必要に煩瑣な手続をきめ、また厳重な監督をするといふふうなこともどうかと思ひますが、この点は先ほど申し上げました通り、この助成措置による効果といふふうなものにとらみ合せまして、必要があればさらに監督指導を強化するような条文を挿入することも研究いたしてみたいと考へております。

○熊本委員 大体ただいまの答弁でよいと思ひますが、なお数字を見てみたいと思ひますが、この整備法は援助の方面のみが書いてありまして、指導面はまったく稀薄です。そういうことで従来は来られたらうと思ひますが、しかしこの目的のためにだん／＼とこれに対する補助、援助の方法が強化されるに従つて、何らかの方法をお考え願ひたい。

い。きょうのところ希望を申し述べて私の質問を終りたいと思ひます。

○岡村委員 本案に対する残余の質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会